



府共第475号
平成29年7月5日

一般社団法人全国労働金庫協会理事長 殿

内閣府男女共同参画局長



銀行口座等の旧姓使用の協力要請について（依頼）

貴協会におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より男女共同参画社会の形成につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、内閣府では、関係各省との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏が変わった場合であっても、希望する方が、職場等で旧姓を通称として使い続けられるようするために、「旧姓の通称としての使用の拡大」に向けた取組を進めています。

本年5月25日に、男女共同参画会議において、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第3号（※）に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として決定された「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」（別添1）では、「銀行口座の開設等で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うべきである」として、政府の取組が求められています。また、これを受けて、本年6月6日に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定した「女性活躍加速のための重点方針2017」（別添2）では、マイナンバーカード等への旧姓併記の推進や、旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討に加えて、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行うこととされました。

つきましては、貴協会におかれましても、政府の取組の趣旨を御理解いただき、口座開設の申込みを行う方等が希望した場合には、各金融機関の実情に応じて、可能な限り円滑に旧姓による口座の開設等が行えるよう、貴協会傘下金融機関への周知方、よろしくお願ひします。

(※) 男女共同参画社会基本法 (抄)

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、
内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 (略)

(別添 1)

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(抜粋)

平成 29 年 5 月 25 日
男女共同参画会議

III 女性活躍のための基盤整備

潜在力たる女性の活躍が不可欠となる中で、保育所に子供を預けられないとの切実な国民の声に応えるための施策や「介護離職ゼロ」に向けた施策の推進を積極的に図るべきである。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

＜旧姓の通称としての使用の拡大＞

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、総務大臣、外務大臣、関係大臣】

引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである。特に、マイナンバーカード等への旧姓併記を進めるとともに、既に一部認められている旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討のほか、銀行口座の開設等で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うべきである。

(別添2)

女性活躍加速のための重点方針 2017(抜粋)

平成 29 年 6 月 6 日
すべての女性が輝く社会づくり本部

III 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(1) 女性が働きやすい制度等への見直し

(略)

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

①マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成 30 年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。

②旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討

旅券について、平成 31 年度を目指し、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

③銀行口座等の旧姓使用

銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。

(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

(略)

(4) 女性の活躍に行動のあった者に対する顕彰の見直し

(略)